

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 58

[事務局] 稚内市消費者センター  
稚内市中央4丁目16番2号  
稚内市保健福祉センター2階  
電話 0162-23-4133

売らないモノは  
見せない!

## 不用品買い取りのはずが 貴金属を買い取られた!

### 【事例1】

「どんなものでもいいから女性用衣類を売って欲しい」と女性から電話があり来訪を承諾した。

後日来たのは男性社員で「アクセサリーや金貨はないか!」とせかされた。あわてて、叔母の形見や亡父からもらった指輪などの貴金属を出すと1,200円の現金と明細書をおいて物品を持ち帰られた。後から、貴金属を出したことを後悔している。取り戻したい。



(イラスト:消費者庁)

1. 突然訪問してきた購入業者は家にいれないようにしましょう。
2. 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
3. 購入業者から交付された書面をしっかり確認しましょう。
4. クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。
5. 購入業者とトラブルになった場合には、消費者センターに相談しましょう。

== 長引くコロナ禍で運動不足になっていませんか? ==

★出来る事から転倒予防の取組をしましょう★

- ◇部屋の整理
- ◇適度な運動
- ◇危ない所の見える化

△ 段差・溝・傾斜・滑りやすい床等を 明るく照らす・色を変える・しるしを貼る

生活環境をチェックして、転倒の原因を減らすことが大切です。

## 新たな“もうけ話トラブル”に注意

-- オンラインサロンで稼ぐ!?! --

### 【事例1】

SNS で『稼ぐ方法を教えます』『不労所得で豊かに生活ができる』などのダイレクトメールが届き、無料通話アプリで相手に連絡した。「アフィリエイト収入の方法を教える」「ビジネススキルを情報商材で提供する」などとサロンに入会をすすめられ入会金約30万円を支払った。実際に始めたが稼げるものではないことがわかった。

- ★インターネット上や友人・知人から勧誘される“儲け話”は疑ってみる。
- ★人に紹介するよう言われた等、話が違うと思ったらキツパリと断る。
- ★契約前に契約条件・内容を確認し、SNS 等のやり取りはスクリーンショットなどに残す。
- ★不安に思った場合やトラブルになった場合は消費者センター等に相談する。

(情報提供: 国民生活センター)

## 相談事例（稚内市消費者センター）

### ●アナログ回線に戻すはずが。。。サポート契約に?!

#### 【相談内容】

5ヶ月前に電話が来て「光回線を使っていないなら解約してアナログ回線に戻さないか」と勧誘され、安くなるならと承諾した。後日業者がきて工事をしていき、工事費2,200円程が電話料金と一緒に請求され支払いをした。2週間前に勧誘してきた業者から「支払いが確認されない」と電話が入った。その後届いた請求書には、初期費用33,400円となっていた。何の料金が分からず困惑している。

#### 【対処】

相談者に届いている請求書類を確認し、電話を掛けてきた業者へ問い合わせると「初期費用は、“光回線からアナログ回線へ戻す”費用」との事。さらに「電話安心サポート」「機器補償サービス」を契約していて毎月各990円の請求が発生するとの事だった。相談者はサポートサービスについては、「契約はしていないはず」との事。大手電話通信会社へ確認すると相談者に架けてきた事業者は代理店ではないことが分かった。しかし数ヶ月が経過し相談者の記憶も曖昧であったため、サポートサービスは違約金を払って解約する事にした。

困った時には、稚内市消費者センターへご相談ください。



稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133 ・ FAX 0162-23-4134

### ☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：11月14日・12月12日・令和4年1月9日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○ 相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆ 稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ 電話（直通）23-6413